

オセアニア植民地時代における非白人移住者(2) —サモアのプランテーション開発と年季契約労働・序説—

山 本 真 鳥

1. はじめに

この研究は、科研費研究「オセアニア植民地時代における非白人移住者の歴史人類学」(課題番号19K01208)の一部として書かれている。「オセアニア植民地時代における非白人移住者(1)—19世紀のブラックバーディングと年季契約労働—」に全体方針や理論的ポイントは述べてあるが、独立の論文としても読めるよう、最低限の重複を恐れず書き進める。

サモア諸島は南太平洋の日付変更線付近の南緯4度付近に位置する。19世紀末の植民地争奪の結果、ドイツとアメリカ合衆国が諸島を分割し、それぞれの領土とした。西半分がこの論文の舞台であるが、1900年以降ドイツ領、第一次世界大戦後ニュージーランド委任統治領となり、1962年に独立し、現在サモア独立国を名乗る。東サモアは、一貫してアメリカ領サモアである。

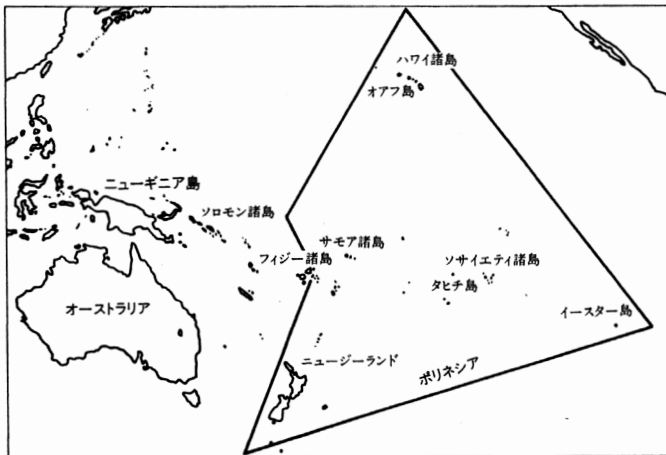
土地が広い西サモアは19世紀半ばからプランテーション開発が始まるが、当初より労働者不足が課題とされた。ドイツの半官半民の開発会社はやはりドイツ領であったソロモン諸島から年季契約労働者を呼び入れるが、民間の入植者はそれがかなわず、ドイツ領となってから、中国人苦力の年季契約労働者を導入する。第一次世界大戦後もニュージーランドの植民地政府は様々な議論を挟みつつも年季契約労働を継続するが、1934年が最後の導入となった。間に第二次世界大戦もあり、帰国船を用意するのが

難しかったため、最終的な帰国船が出航したのは1948年のことであった。しかし、200人ほどの人々は帰還を拒否してサモアに残留することとなった。

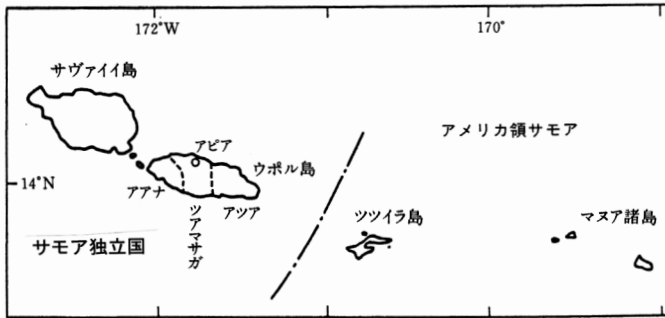
この論文では、本来ならば様々な史料を用いて詳説するところであるが、種々の制約があるので、その準備段階としておおむね概略をまとめることに努めたい。

2. サモアのプランテーション開発と土地所有

サモア諸島が西欧と接触するようになるきっかけは、1830年にロンドン伝道協会のウィリアムズ（John Williams）師が布教のためにこの地を訪れたことである。比較的速やかにキリスト教を受容したサモアは、サモア語のアルファベット表記に続き、聖書翻訳、神学校の設立が順調に進み、19世紀半ばには、アピアに多国籍（欧米系各国）の人々のコミュニティが成立した。彼らは、コブラやヤシ油の取引や、サモア人相手の商売を行ったりする人々であったが、ハンブルクに本社をもつゴドフロイ（Godeffroy）社がオフィスを開設し、1860年代にはプランテーション開発を始める。



地図1 ポリネシア



地図2 サモア諸島

大々的な開発を計画し、現地支配人のヴェーバー (T. Weber) は経営を軌道に乗せると同時に、土地の購入にも精を出した。これをきっかけとして、プランテーション建設を念頭においた小規模プランターの土地購入が始まる。

しかし、西欧流の土地の私有観念をもたなかったサモア人との取引は、さまざまなトラブルをもたらすこととなった。缶詰やタバコとの交換で土地を手放す現地人といったイメージが先行するが、一方で白人も一旦買ったと思っていた土地の「真の所有者」が次々と現れ、何度も支払いをさせられ、しまいには本当に買ったのかどうか明確でないこともあった。問題は、自らが開発を行うのではなく、開発したい白人入植者に転売する目的で土地購入を行う者がかなりいたということである (Gilson 1970: 276-290)。

ただし、サモアは首長制があり平等社会ではなかったが、頂点に立つパラマウント首長が容易に定まる社会ではなく、高位首長や党派間の競争が激しかったために、19世紀の政情は安定しなかった。四大称号を手に入れサモアの王者となったマリエトア・ヴァイヌポー (Malietoa Vaiinupō) が1841年に亡くなると、小競り合いは絶えず生じた。1860年には、マリエトアの称号を引き継いだモリー (Moli) が亡くなり、その後継者争いで大きな戦争が始まる。この政情不安は断続的に継続し、プランテーション開発はなかなか軌道に乗らなかった。入植者たちはそれぞれの祖国に助けを

求め、その結果イギリス、ドイツ、アメリカ合衆国の三国がサモアの植民地化に触手を伸ばし、それぞれに勢力争いをする異なる首長と結託してサモア政治に陰に陽に関与するようになるのである (Davidson 1967: 60)。

一方、ゴドフロイ社はドイツ政府の植民地化政策の一翼を担う存在であったが、1878年に倒産の憂き目にあう。その後、ゴドフロイ社をそのまま引き継ぐ形で、半官半民のDHPG (Deutsche Handel- Plantagen- Gessellschaft) がサモアでもプランテーション開発を行うようになった。その他のプランターたちは、規模からいえば、ごく小さなものだった。

政情不安解消、土地問題の解決、多国籍外国人コミュニティの制度化など、サモア問題解決のために三国は数回ベルリンで会議を行っているが、1889年の会議は最終決議を行ったものとされた。そこでは、アピアを租界として、居住者の白人が自治を行うアピア市民会議 (Apia Municipality) のシステム作りや、サモア人を統治するためにマリエトア・ラウペパを王とすることなどが取り決められるが、中でも重要だったのは、サモアの土地問題を終結することであった。そのために、土地委員会が形成された。各国出身メンバーで構成される委員会は一定の原則のもとに、土地の売買契約の有効性を測り、登記を行った。外国人の土地所有の登記申請の行われた総面積は何とサモア全土の2倍であったが、実際に認められたのは全土の8%であった。利用されていない、すなわちプランテーションの作られていない土地 (投機目的の土地) は売買そのものが無効とされ、サモアの伝統的土地所有が認められた¹⁾。伝統的土地は売買禁止であった。

サモアの伝統的土地所有制度 (customary land tenure)²⁾ の下、伝統的土地とは、親族集団が代々所有するものであり、サモアの伝統的な称号名保

1) ハワイ、ニュージーランドで先住民の土地の多くが奪われ、生活が困窮していることから、現地人保護が必要であるという認識が、先進国リーダー (例えば、フィジー総督だったアーサー・ハミルトン=ゴードン) にも生まれていたようである。

2) 全くの土着のものというよりは、植民地時代に白人が持ち込んだ土地の商品化などとの交渉の中で形成された制度であろう。慣習下で無自覚的に行われていたものが、土地委員会などが顕在化させた、ということもできる。

持者の所有とされるものであるが、親族の誰もがそれぞれに耕作する土地の割合を得て、食料生産を可能とするサブシステムを行うためのものであった³⁾。入植者たちが作ろうとしているプランテーションとは、特定の商品作物（ほとんどの場合は単一作物——サモアの場合、最初は綿花、その後カカオ、ゴム、ココヤシなど）を多人数の労働者を動員し、機械なども利用して栽培し、多少の加工も施して輸出するというもので、いわば、農作物のマニュファクチャーである。労働者の食料は購入で調達し、生産物はできるだけ有利に市場で売るというものであった。プランテーションと伝統的土地所有とは、まったく異なる農業の形態である。その意味で、プランテーション経営が必要としている広い用地はごく限られていた。ということを考慮すると、サモアではプランテーションが精彩を放って、プランテーション経済にまっしぐらというよりは、プランテーションを行うことのできる土地が多にあるわけではなく、プランテーションの産業化は限定的だった。

3. 年季契約労働者の導入

プランテーション労働は、契約によって毎日の労働開始・終了時間が定められており、工場での労働に似ており、サブシステム農業の働き方は別物である。19世紀のオセアニア各地で、現地人が労働に向かないという言説が流通した。それは怠惰であるといった意味が込められていたが、実際には現地の人々のほとんどはサブシステムでの食料生産を抱えており、プランテーション労働でいくばくかの現金を得ることは喜ぶものの、長期間にわたり、長時間決まった時間に働くという働き方は彼らにとって好ましくなかったのである。

3) もっとも独立以降は、家族単位で商品作物を作り現金収入を得ることが政府によって推奨された。現在もそうした家族生産は行われている。そのような生産者は、商品作物のみならず、自家消費用のサブシステム作物も作っている。

一方外国人である移民の年季契約労働者はどうだろう。彼らは働かないと食料の分配を受けられず、購買のための現金も入手できない。このような労働条件の中に投入された人々は好むと好まざるとに拘わらず、労働せざるを得なかったのである。

サモアでも、サモア人は外からの年季契約労働者の10倍近くの労賃を要求したため、サモア人の労働は最初から植民者の構想からは外れた。1901年頃、サモア人は1日\$1の欧米人と同じ額を要求しており、メラネシア人にDHPGが払う給料が年額\$21-23であったことを考えると、途方もない額であった（Droessler 2018: 426）。ゴドフロイ社が主となり、独立の植民者たちは自前の船を派遣して、労働力徴収も行っており、一番最初にサモアに連れてこられたのは、ギルバート諸島の労働者であった。ギルバート諸島は環礁島嶼群であったため、土地が少なく資源に恵まれないところに人口過剰で生活の困難を抱えていた。彼らの特徴として家族で移住してくることが比較的多かった。しかし、当時はプランテーションの側の準備が整っておらず、まだ西欧的な独立国でも植民地でもなかったために、法制度が確立しておらず、労働者の扱いは極めて悪かった。かなり残酷な体罰が行われたし、待遇もひどかった。サモアに最初に国会を作ろうとするところへ、ギルバート諸島年季契約労働者の一団が逃げ込んできたりもした。しかし当時、ギルバート諸島を保護する国がまだなくて、サモアも国家の体制ができていなかったため、労働者をまともに保護する機関は存在しなかった（Munro 1989）。悪い評判がたったのか、その後ギルバート諸島からは十分な数の労働者が集められなくなっている。その後、徴収船は西へと向かい、メラネシアから労働者を連れてくるようになった。1884年にドイツがニューギニアの一部と西ソロモンを併合すると、メラネシア人の年季契約労働者の導入は軌道に乗った。しかし、国際関係等の諸条件から、連れてこられるメラネシア人の数は限られており、DHPGとドイツ人経営のプランテーションの独占であり、その他の国籍の入植者にとって労働者の確保は重大事案であった（Munro & Firth 1990）。DHPGは、1867年から

1884年半ばには累積4,575人、1885年から1913年には累積5,746人のメラネシア人労働者を年季契約で入れた。

4. ドイツ支配と年季契約労働者

サモアの領有に関心を抱いていた独・英・米の三国は、1899年に再びサモア人の主導権争いからおきた戦争を機に、再度話し合いの場をヨーロッパに設け、サモア人の意向とは関係なく、諸島の西側をプランテーション開発に熱心であったドイツが、東側を南太平洋の軍港建設を狙っていたアメリカ合衆国が領有し、イギリスは他の地域の利権をとることで、決着した。1889年の最終決議は反故にされたのである。

ここから先は、ドイツが支配した西サモア（ウポル島、サヴァイイ島とその周辺の小島群、現在はサモア独立国と呼ばれている）が当論考の対象となる。アメリカが領有した東サモア（アメリカ領サモア）は、もともと平地が少なく、プランテーション開発の対象とはならなかったし、今日もそのような土地利用はない。

ドイツ領サモアの植民地政府は1900年に創設され、外交官であったウィルヘルム・ゾルフが初代総督となった。ドイツの植民地支配というとアフリカやメラネシアなどでは、強権的支配をすることが多かったが、サモアでは現地人保護の意識が高く、現地の制度をとりいれた土地称号委員会（後に裁判所）を作ったり、サモア人が19世紀に現地の制度の上に作り上げた議会（Fono a Faipule）を使って自治を行わせたりしている。

ゾルフがサモア統治について常日頃述べていた内容が記録されている。「サモアはとても小さく、遠いから、幸いにも儲かる将来はない。ドイツの官憲はいわゆる進歩をもたらして、世界でまたとない魅力的な人種を破壊する手伝いをしてはならない…（中略）…わたしにふさわしい役どころは、サモアを現在のまま、小さな楽園にとどまるようにし、ベストを尽くしてエデンの園を通り過ぎる蛇から守ることである」（L. Osbourne in Rowe

1930: xii)。ゾルフがサモア文化に心酔して、サモア社会の諸制度を保護しようとしていたという解釈の源はこうした彼自身の発言にあるかもしれない。しかし、実際にゾルフが行ったことを見てみると、現地社会から自発的に出てきた反植民地運動としての第一次マウ運動（後述）を弾圧しているし、サモア議会議員、最高位首長は、総督の任命制であり、ドイツ政府の支配を現地制度を通じて円滑に行おうとしていたことは明白である。保護主義的であるけれども間接統治を行っていたと解釈すべきと考える。ゾルフがサモアの暮らしや自給自足の農業のあり方に理解をもっていたことは確かである（Wareham 2002: 91-96）が、一方で彼は植民地政府の舵取りを果たさねばならず、保護主義はサモア人のためというよりは既にあるシステムを通じての統治方法を優先させるためだったと考えられる（Steinmetz 2007: 355-358）。

一方、プランテーションの労働者は依然として不足していた。メラネシア人労働者は、DHPGがドイツ領ニューギニアの開発に利用する大義があり、イギリスに領有化されている地域については、イギリスの政策転換があり年季契約で労働者を連れ出すということに批判的であった。1900年以降、オーストラリアも合衆国も年季契約労働の制度自体の廃止を行っており、メラネシア人の年季契約労働者は減りつつあった。またニューギニアなどでは、地域内の開発が進み、労働者を外部に出すことが難しくなっていた。

相変わらず、サモア人の労働力を当てにすることはなかった。サモア人はゾルフにしてみれば保護の対象であった。また白人労働者を入れることはあまり考えていなかった。潜在的には階層の問題があり、ドイツの下層の労働者に対する支配者側の差別意識があったとする意見もある（中村 2017: 275-278）。しかし公的には、白人は熱帯での労働に難があるといった議論がされていた（Wareham 2002: 76-80）。そのため、新しい労働者獲得を目指す必要があったが、その矛先は中国に向かった。植民地政府ができる以前、年季契約労働者は各国の領事の許可を得た事業者がそれぞれに

表1 ドイツ時代に導入された中国人年季契約労働者

到着日	船名	到着労働者数	延べ人数
1903/4/28	S.S. Decima	289	289
1905/5/30	S.S. Progress	528	817
1906/7/22	S.S. Holstein	575	1392
1908/6/10	S.S. Progress	351	1743
1909/11/28	S.S. Mathilde	535	2278
1911/12/28	S.S. Paklak	551	2829
1913/5/18	S.S. Michael Jepsen	1039	3868

(Tom 1986: 36より)

船を仕立てて先方で契約を結んで連れてくる（といってもほとんどはDHPGが行っていた）のであったが、1903年の苦力導入以降は、植民地政府の管理の下で交渉・導入が行われた。したがってほぼ正確な記録が残っている。表1は、ドイツ時代に導入された中国人年季契約労働者の数を、年毎に集計したものである。

契約の条件は、3年間の労働で、月10マルクの給料、タダの医薬品と帰国運賃、10時間で週6日の労働、中国の主要な祝祭日休日。雇用主は食事と宿舎を十分に用意する必要がある。仕事をしなかった日については、給金は支払わなくてよく、労働者に責任ある病などに関しても同様である、プランテーションの外に移動する時は主人の許可を得ないとならない、といったところである (Moses 1973: 106)。体罰が禁止であることは、契約書の中に盛り込まれていたが、現実には横行していた。

サモアのプランテーション開発推進者である、ドイツ・サモア会社を営するデーケン (R. Deeken) は、中国人の現場監督の異議申し立てを聴いているうちに彼に暴力をふるった。重症を負ったこの現場監督を担架に乗せて運んで警察に駆け込んだ年季契約労働者4名と監督本人を、デーケンはプランテーションから許可なく移動したのものとして、警察に連れ戻すよう訴えた。彼の雇用した年季契約労働者の死亡率は他と比較しても突出しており、デーケンの活動を快く思っていなかったゾルフはこれを良い機会として、刑事裁判に訴え、デーケンを有罪とし追放した (Firth 1977:

164)。

プランテーション開設に先立って書かれたデーケンの著書はサモアがいかにすばらしい南洋の楽園か、ということを書き、これに触発されてサモアにやってくるカカオ栽培を始めるドイツ人もいて、ドイツ人の間に入植ブームをもたらしていた。世界の辺境の開発を推進しようとするデーケンは、サモア人から土地を奪い、苦力を踏みつけにするのも厭わない人物だった。

当時、プランテーションを推進する民間の入植者からは、伝統的所有地の売買禁止を解いて、プランテーションを増やすことを許可してほしいという要望があり、年季契約労働者導入に加えて、土地売買の解禁を望む声があったが、この声をゾルフは封殺した。植民地経営の視点から、プランテーションが増え税金が増加することは望ましいが、税金はDHPGに頼ればよい。労働者にせよ、プランテーション開発業者にせよ、素性のよからぬ者が入ってきて、それがサモア人に同化する（サモア人化する）ことをゾルフは恐れていたようである（Wareham 2002: 75-88）。ゾルフは、支配者としての「白人の責務」がある、というわけである。サモア人は保護の対象であるが人生のモデルではなかった。

また、土地を増やしても、労働力確保に無理があることをゾルフは理解していた。メラネシア人が確保できないなら、中国人を呼ぶのは無難な選択だろう。中国での労働者募集すらも計画通りの人数は集まっていない。彼が恐れていたのは中国人がやがてサモア人女性と結婚して定着し、ビジネスを始めて成功することであった。メラネシア人を含め、年季契約労働者は年季終了に際しての帰国を義務付け、サモア女性と結婚できない法律が作られた。

当時のプランテーションでは、メラネシア人労働者が最下層となり、もっとも単純なフィールドでの下草刈り、果実の収穫などの作業に従事し、中国人は多少技術の必要な機械オペレーションや現場監督などをまかされていた。プランテーションではエスニックごとに異なる宿舎があてがわれ、

それぞれに契約に沿った食料の配給があった。各自調理して食べることとなっていた。ギルバート諸島からの労働者が家族ぐるみで来島していたのに対し、メラネシア人も中国人もほとんどが男性であった。中国人の場合、出稼ぎ労働者に妻が同行しないのは常のことであり、アメリカ合衆国での苦力も単身が普通であった。妻帯を許可するという条項が契約の中にあっただが、1航海で1人を超える女性の参加はなかったという。メラネシア人女性はこれよりは数がいいたが、少数であったことは間違いない。

年季契約労働者の人権は、もともとの契約の中に盛り込まれていないことが多く、体罰があったし、プランテーション管理者によるいじめも、後を絶たなかった。残酷なプランテーション管理者の中には、年季契約労働者を人として扱わない人物もいた。体罰の先には、留置（部屋に閉じこめてしまうこと）といった罰もあり、病欠は給与が払われなかった。犯罪者に対しては、過度な罰や人権侵害があった。結婚もできず、雇用先の変更もできなかった。それでも、植民地政府が介入することにより、ギルバート諸島人の頃よりもましではあった。ただし、次第に中国政府が国家として介入するようになり、1909年には中国領事館ができて、領事が窓口となり人権の救済、平等な権利などが図られた。

ドイツ時代は、サモア在住者を2つの身分に峻別する厳しい身分制が存在した。外国人すなわち欧米人（白人）⁴⁾とネイティブの2つである。ネイティブはサモア人を想定したものであるが、外国人のサモア人妻は外国人カテゴリーとなる。メラネシア人・中国人の年季契約労働者はネイティブ、しかし、ドイツ統治（1900年）以前に商売や仕事などで住み着いた若干名の中国人は自由移民として外国人のカテゴリーとなり、外国人とサモア人女性から生まれたハーフは正式な婚姻がなされているか、父親が認知しているかすれば外国人であるが、それがないとネイティブになる。実際には

4) アメリカ人も含む。これは生物学的人種としての欧米人の意味であるが、自由移民として過去にやってきた中国人を欧米人カテゴリーに入れるなど、人種とは自然的分類であったはずだが、社会的なものとして作用し、カテゴリー化することを示す好例である。

アピアに暮らしているハーフの多くは正式な手続きを経ていないものが多く、政府役人のアシスタントや、会社で働いているハーフもそのままではネイティブとされてしまうことが多いため、面接調査を行い、生活様式や外国語が話せるかどうかといったことを指標に外国人の登録を可能とした (Wareham 2002: 128-129)。表2には、カテゴリーに基づく人口の推移を示した。

新しくできた中国領事館に赴任してきた領事は体罰などをやめさせ、給料の値上げを交渉したが、そのほかに彼らのカテゴリーを外国人に分類しなおすよう要求した。中国人はネイティブではない、という主張である。ただし、植民地政府は、中国人の年季契約労働者を「外国人」としながら、「外国人」と同等の権利を付与することはなかった。年季契約が終了すると、次の契約を結びなおす（政府の意向で簡単ではなかった）か、帰国しなくてはならず、契約更新は1度のみであった。

表2 ドイツ植民地時代の人種区分による人口 (Wareham 2002: 177に基づく)

	サモア人	太平洋諸島人	中国人	アピア在住中国人	外国人 (白人)	外国人 (ハーフ)	外国人計	総計
1901	32,815	811	13	-	347	536	883	34,522
1903	32,612	978	12	-	381	599	980	34,582
1906	33,478	1,182	770	-	454	815	1,269	36,699
1908	33,478	1,347	1,050	-	436	938	1,374	37,249
1910	33,478	1,347	1,353	-	473	1,003	1,476	37,654
1912	33,554	1,349	1,613	12	504	996	3,125	38,028
1914	33,554	1,422	2,083	17	603	1,019	3,722	38,698

ウェアハムの注：サモア人人口は1901, 1903, 1906, 及び1911にしか調査が行われていない。1911年までは、アピア在住中国人は外国人として「白人」に分類されていた。ハーフの数は嫡出子も非嫡出子（著者による注：外国人と認定されたハーフ）も含んでいる。太平洋諸島民はおよそ800人ほどいたメラネシア人年季契約労働者 (DHPGプランテーション) と在住非サモア人を含んでいる。1908年と1910年の間はとられていない。

著者による注：総計は著者の計算。ネイティブ身分のものについては薄墨色をかけた。

5. ニュージーランドの委任統治と中国人労働者の再導入

1914年にニュージーランドがドイツ領サモアを占領して以来、第一次世界大戦が終結して1919年にベルサイユ条約が締結されるまで、西サモアはニュージーランドの軍政下に置かれた。その折に西サモアにいたメラネシア人労働者は850名であり、198名を帰国させた。戦争が終結してからさらに残りを帰国させたが、結局145名がサモアにとどまった (Meleisea 1976: 127)⁵⁾。一方で、軍政府は1915年から1919年にかけて、契約の終了した中国人労働者1254名を5隻の船で帰国させていた。残ったのは900名程度である。補充無しに帰国させたのだから、地元のプランテーション業者たちはたまらない。このままでは税金は払えない、とニュージーランド政府に訴えた。サモアのプランテーションは元々零細の経営状況であり、倒産してしまうところもぼちぼち出始めた。ニュージーランド軍司令官ローガン (R. Rogan) 大佐は倒産プランテーションも増えているので、そこまで年季契約労働者がいなくてもよい、と強弁している。

しかし、植民地を運営していくのにそれなりの歳入が必要だから、現地の産業振興も植民地政府の重要な役割である。政府は、税収が途絶えてしまうことは恐ろしいことだと理解するようになり、本国のニュージーランド政府、ニュージーランド⁶⁾の宗主国イギリスに相談を行った。世界中の年季契約労働者を出してくれそうなところを検討することも行っている。中国はもちろん視野に入っており、香港はイギリスが支配していたのでつてもある。が、他にもメラネシア人、ジャワ人、インド人、日本人などの可能性を探りさまざまな機関と通信をとっていたことが、ニュージーランド国立古文書館に残っている。

年季契約労働者を導入するにあたり、様々な国際関係の綱引きがあった。

5) その後新しい導入はなかったが、メレイセアが1970年代に調査したところでは、6名が確認され、すべてサモア人女性と結婚していた。

6) 法制的には、ニュージーランドは大英帝国 (United Kingdom) 傘下の自治国という位置づけ。

メラネシア人はとにかく単価が安い、という特徴があるが、イギリス本国としては過去のブラックバーディングの問題があり、「原住民を強制労働させている」「原住民に火器を与えた」などの問題を抱えていたメラネシア人労働徴集は許可しない構えであった。すでに奴隷制と同等に考えられていた年季契約という仕組み自体、あまり触れたくない中で、とりわけメラネシアという選択肢はない、という厳しい態度が、イギリス側にはうかがえる。ジャワ人は単価が大変高く、最初から問題にならなかったし、オランダ政府も他国の需要に回すほど余裕はないということだった。インド人は隣のフィジーにすでに大勢入っていたが、そこと競合するのはどうか、という意見がある上に、すでにフィジーの年季契約制での労働者募集は1916年で終了しており、インド国内での廃止運動を考慮すると、インドからという路線はなかった。日本人が考慮されたのは、カップルでの移民が多く、現地人との間に結婚といった問題を起こしにくい、ということがあった。しかし日本人もやはり単価が高いので、交渉の段階まで行かなかったようである。最終調整をしてみて、ようやくイギリス側から許可が出たのは中国人のみであった。

その間にも、年季契約労働者導入に関するニュージーランド国内の市民の反発は大変なものだった。当時のイギリス国内での世論も反映したものと思われるが、奴隷制に近いものがまだ許されているということはおかしい、という記事が、ニュージーランド国内の新聞を賑わせているし、ニュージーランド、イギリス議会でも議論は行われた⁷⁾。その中で行政側が説明したのは、それがドイツ時代から続く制度であるから植民地を回していくための必要悪であるということ、拡大は決して行わず、運用するには人権に配慮したシステム——労働者が出発前に契約を結ぶのではなく、必ず

7) 例えば、Indentured labour. (Northern Advocate, 29 September 1920), Development of Samoa (Thames Star, 15 March 1920), Indentured labour (Feilding Star, Volume XVI, Issue 3955, 15 March 1920, Page 2) 等。多数存在する。

サモアに到着してからにすること——をとるが、それに加えて、労働者を運ぶ船に英国のものは使わないといった注釈が入っている。年季契約労働という制度自体が国際的な場ではばかられるものであり、また奴隷制廃止をリードしてきたイギリスの立場もあり、運用に消極的だったということがうかがえる。

サモア史に残る重要なできごとがその間に起きていた。第一次世界大戦後まもなく世界中に流行したインフルエンザ⁸⁾が西サモアに入ってしまった。タルネ号という貨客船が、フィジーで乗船した咳をする人を1918年11月7日にサモアで下船させた。同じ船が、スペイン風邪に関する記事を掲載した新聞を運んでいたのも、その記事にローガン大佐が気付いたときには、既に患者が出てしまった後だった。その後瞬くまに、西サモアは全土でこれが大流行した。人口の90%が罹患し、成人男性の30%、成人女性の22%、子どもの10%が亡くなった (Tomkins 1992: 181)。特に、隣のアメリカ領サモアは、アメリカ合衆国海軍のポイヤ司令官が厳しい検疫を行って病気の侵入を防ぐことに成功した事実があり、この対比はますます、西サモア人たちのニュージーランドに対する不信を招き、さらに第二次マウ運動へと展開したといわれている。なお、中国人労働者も31人が亡くなっている (Liua'ana 1997: 35)。

西サモア人人口が多く失われたということは、プランテーションの働き手もますますサモア人をあてにできない状況に入っていたのである。インフルエンザに対処することに失敗したローガン大佐はテイト大佐 (R.W. Tate) と交代させられ、後任のテイトは新たな年季契約労働者の導入に前向きであった。こうして、ニュージーランド植民地政府ができて最初の年季契約労働者は、1920年8月9日にサモアに到着した。表3はニュージーランド時代に導入された中国人年季契約労働者の数を表している。

8) 1918年頃にフランスからスペインに移動し、その後世界中に広まった。1919年初夏まで15か月続き、世界で15万人が罹患した。スペインが流行源と当時考えられていたのも、スペイン風邪の名があるが、実際には流行源ではなかった。

表3 ニュージーランド時代に導入された中国人年季契約労働者

到着日	船名	到着労働者数	延べ人数
1920/8/9	S.S. Haldis	502	502
1921/10/7	S.S. Ascot	959	1461
1925/4/12	S.S. New Mathilde	280	1741
1926/8/16	S.S. Hai Ching	180	1921
1928/4/16	S.S. Hai Yang	456	2377
1930/5/8	S.S. Apoey	251	2628
1931/9/8	S.S. Apoey	207	2835
1934/7/27	S.S. Seistan	281	3116

(Tom 1986: 36より)

6. 第二次マウ運動と労働者の不服従

マウ⁹⁾運動は、世界大戦戦間期に生じたサモアの反植民地抵抗運動として名高い。それは抵抗運動として1900年代に芽生えた運動をモデルとしており、正確にはドイツ時代のものを第一次マウ運動、ニュージーランド時代のものを第二次マウ運動と呼ぶ。1909年に生じた第一次マウ運動の契機は、DHPG優遇により貿易はすべて政府の管理下にあり、サモア人自身が商品作物を作っても、DHPGを通じてしか輸出ができなかったことに始まる。不満を持ったサモア人リーダー（首長ら）は、それを自らの手で実施しようとしたところでドイツ政府に止められ、反旗を翻す。指導者ラウアキ・ナムラウウル・マモエ（Lauaki Namulau'ulu Mamoe）をリーダーとする首長勢力は、実質的権力がドイツ人の手にあることを日々感じざるを得ず、不満が高まっていた。ただし当時のサモア国内の勢力は一致団結していなかった。マウの人々は戦闘用カヌーを乗りまわして示威運動を行ったが、結局ラウアキはとらえられ、親族・追従者と共にサイパン島（マリアナ諸島）へ連行され、運動は終結した（Davidson 1967: 84-87）。

9) マウ (mau) とは意見、発言、といった意味で、サモア人自身の考えなどを主張する欲求を表していた。

1914年からニュージーランドが西サモアを統治するようになったが、ニュージーランドは大英帝国の自治国であり、属領を治めるのに未経験であった。テイトの後任の総督リチャードソン (G.S. Richardson) は、善意の人であったが、彼の行う改革はサモア人リーダーの考えとはことごとく対立し、リーダーは自決権を求めるようになった。また、治外法権であるアピア市民会議で自治を行ってきた欧米人の自治制度は、ドイツ時代に廃止されてしまっていたのであるが、市民会議 (Citizen's Committee) なるものができて、自治の復活を目指していた。サモア独立の歴史を書いたデイヴィッドソンによれば、この時代になるまで、アピアを中心とする欧米人の世界とサモア人の世界とは別個のものであり、互いに交わることはなかったが、1926年に両者が手を結んで、植民地政府に異議申し立ての活動をするようになった (Davidson 1967: 114-130)。この連携を作り出したのは、ネルソン (Olaf Nelson) というハーフの実業家であった。彼はサヴァイイ島で育ち、母方の由緒あるタイシ (Ta'isi) という首長称号名を授与され、サモア文化や社会制度に親しんで育った。サモア人側の中心人物は、四大パラマウント首長の1人、ツプア・タマセセ・レアロフィ2世 (Tupua Tamasese Lealofi II) であった。彼らは平和裡にデモや集会を行ったが、政府はリーダーを国外追放としたり、ニュージーランドの監獄に押し込めたりして運動を弾圧した。1929年にはデモ隊に対する発砲事件が生じ、ツプア・タマセセは銃弾に倒れた。不服従運動は継続され、ニュージーランドで政権交代が生じて、政策を軟化させる1936年まで続いた。マウの活動家たちは、人頭税の支払いを拒んで森へと逃げ込み、妻たちはサブシステム農業を夫に代わって続けた。

年季契約労働者の世界、プランテーションの世界は、サモア人社会とも欧米人社会とも接点はあまりなかった。マウの時代、欧米人プランテーション経営者に命じられるまま、森に隠れたサモア人——生産活動も行わないし、人頭税も払わない——の搜索に協力させられたという話はあるが、反政府として連携があったかどうかは定かではない。しかし、リウアアナ

はインフォーマルな形で金銭的援助やモラルサポートがあったと考えている (Liua'ana 1997: 44)。

マウ運動でサモア人とニュージーランド政府が対立していた時代は中国人年季契約労働者にとっても厳しい時代だったようで、いくつもの事件が起きている。もともと出身地によって2つに別れて争っていた集団が、1929年に一方がストライキを打つと他方がスト破りをしたり、役所に暴力的に訴えかけたりして大騒ぎになり、ニュージーランド警察官が銃で撃つといった事件がおきた (Field 1984: 143-144)。裁判の公正さが保たれているか、留置所や監獄で捕らえられた人々の人権が守られているか、にも大きな疑いがもたれることもあった。証拠のねつ造、留置所や監獄での体罰なども存在した (Liua'ana 1997: 39)。中国領事は何度も改善を求めているが、あまり効き目はなかった。政府が好まない人物は追放したりできるようになっていたので、事件を起こしたと政府が認定した者を中国に送り帰すということが行われた¹⁰⁾。また、何件かの殺人事件をニュージーランド警察が扱っているが、欧米人を襲った他、中国人同士のトラブルも多かったのである。

中国人労働者を入国させるときの心配として、アヘンの問題があった。実際にアヘンが持ち込まれたケースもあり、労働者に売る目的でアピアの貿易商が入手したと疑われることもあった。またアヘンの持ち込みに絡んで、中国系の秘密結社が入ってくることを政府は恐れた。密造酒を作ったり、ドラッグをサモアにある植物から作って儲ける、といったことも起きている。そして賭博も問題であった。実際アピアにはいくつかの賭場があった。ただし、サモア社会を揺るがすまでの規模で行われるようなことはなかった。

10) フィールドは、サモア人女性との間に12人子どものいる仕立屋ア・クオイを労働争議に関与したとして、1929年に中国に強制送還したが、「妻」メレの陳情により、彼は戻ってくることができた、というケースを取り上げている。その際送還も追放の取り消しも一方的な政府の決定となっており、裁判は行われなかった (Field 1984: 216)。

政府が最も心配していたのは、中国人労働者がサモア人女性と懇意になって、家族をもつことであった。すでにハワイやタヒチでは、導入されていた年季契約労働者が現地女性と結婚し、資産を蓄積し、商売を始めたり、プランテーション経営者となっていく、ということが起こっていたが、同様のことが生じたらサモア社会の人種社会階層秩序を崩壊させる可能性を恐れていた。一方で、欧米人との混合婚はあまり問題とされなかった。

テイトは1921年に、サモア法第16号10部に、年季契約労働者とサモア人女性の結婚を禁じ、既に執り行われた結婚を無効とする法律を作らせている。さらに1931年条例第9号¹¹⁾には、結婚どころか労働者の家にサモア人女性を入れてはならず、入ってもならず、サモア人の住居に労働者を入れてはならない、といった法律が成立している。

自身混血のオーラフ・ネルソンなども、中国人がサモア人の純血を汚している、といった主張をし (Field 1984: 144-145)、とりわけ、サモア議会ではサモア人リーダーも中国人がサモアの血を汚さないよう、早く帰国させるべきといった発言も行っている (Meleisea 1987: 172)。

しかし一方ではサモア人女性にとって中国人の夫は働き者でしっかりしているので、好まれているという意見もあり、女性の家族・親族は中国人の夫を毛嫌いしていたわけではない。サモアでは母方に身を寄せる人も多く、混血の子どもたちは母を通じてサモア人社会に吸収されていくのであった。

できるだけ労働者はプランテーション内で労働し、生活する体制であり、年季契約終了後は速やかに帰国させる、というルールがあった。しかし一方、雇用するプランテーション経営者の側からしたら、一旦仕事に慣れた労働者をすぐ手放すことは望ましくなく、そのために3年後に再び新しい契約を結び直すのを可能にするよう政府には願い出ていた。また、再雇用してプランテーション労働を行う場合が多かったが、政府はその他の雇用

11) 軍政下でローガンが発した第42号宣言 (1917年) を更に強化したものの。

に付くことも可能とした。家事使用人や売店の店員として働く者もいた。3年経ていけば、主人をだれにするかを労働者が決めることができる一方、結婚に関する条項は政府がいつまでもこだわったところであり、常日頃取り締まるといわけではないが、ときどきある程度恣意的に取り締まりをしていたのではなかろうかと思われる。1932年には、家族として暮らしていた34組のカップルが捕らえられた。男性には判決が下され、女性たちは子どもを連れて実家に戻り、「夫」と面会しないようにと諭された (Field 1984: 217)。1939年には68組のカップルが捕らえられ、男性は猶予中だった帰国が強制され、母子は夫・父に会うことが禁ぜられた。男性たちは息子や、母子を連れ帰ることを願い出たが聞き届けられることはなかった (Meleisea 1987: 173)。

メラネシア人労働者はこれに比べて問題が少ない。人口が少ないこともあるが、メラネシア人がメラネシアのキリスト教化した地域から来ていて、キリスト教団体が保護下に置いたということがある。中国人にもキリスト教徒はいたはずであるが、概ね異教徒であると受け止められていたため、教団やキリスト教団体からのアプローチは少なかった。

7. 西サモア独立と元年季契約労働者の人権

マウ運動の期間にも、中国からの年季契約労働者の導入は継続していたが、1934年に281名を運んで来て、それ以後の事業はストップしている。1937年には日中戦争が始まり、中国から労働者を連れてくるのが難しくなると、もう他の選択肢はなかった。

そればかりでなく年季契約労働という制度に対して国際的な風当たりは強かった。また、サモアの労賃はとても安く、応募者が予定人数に達しないことも多かったのである。ニュージーランド時代の最後の3回の航海では各200～300名程度しか集まっていない。中国領事との交渉の過程で、全体的に労働条件は良くなったし、労働者が減っているために、経営者側の

対応もかつてのように過酷な扱いをすることは皆無ではなからうが減ったと思われる。

3年間の契約期間が終わった後には、雇用主の変更も可能だし、問題がなければ、農業労働以外に、家事労働や商店勤務などで再契約を結ぶことができるようになっていたが、自由移民の地位は簡単には得られなかった。つまり、自分で事業を始めたり、土地を買ったりということは公式には認められないものとなっていた。もう一つの大きな制限は、年季契約労働者でいる限りサモア人女性と結婚ができないことである。このために1931年以降、政府との緊張が高まると事実上の家族は別れさせられたり、用心深く隠れていたりとすることを強いられて暮らした。しかし、概ね平和裡に目立たぬように暮らし、子どもたちは母の実家に吸収されていった。これはメラネシア人労働者の場合も同様である¹²⁾。

中国領事館からは、再三再四、契約の終了した労働者には、自由移民の資格を与えることを要望されていたが、それだけは頑として変更しなかった。ただし、1914年以前に来島した者の中から29名の中国人労働者を選び自由移民の地位を与えた。再び1929年にも18名の中国人をこのリストに加えた (NZ National Archive IT/1/17/12, 総督補佐からニュージーランド外務省への報告書)。しかし自動的に全員に与えることはせず、用心深く対処した。

ニュージーランド植民地政府は、ドイツ政府の作った2つのカテゴリーの身分制を基本的には踏襲した。すなわち、欧米人 (外国人) とサモア人 (ネイティブ) である。それぞれに非対称で権利が付与されており、それによって社会が区切られている訳だが (表4)、サモア人としての権利は、サモア社会の中での慣習によるところが大きい。すなわち出自により親族集

12) ドレスラーは、メラネシア人労働者がサモア人の村の教会の礼拝に参加するようになり、それがきっかけとなって、サモア人側にも人種を横断する親近感や交流が生まれ、それが混合婚への入り口だったと述べている (Droessler 2022: 82-83)。

表4 西サモアにおけるニュージーランド政府の人種政策

欧米人	サモア人
飲酒可	飲酒不可
会社所有可	会社所有不可
首長称号と伝統的土地にアクセスなし	首長称号と伝統的土地にアクセスをもつ
立法会議に代表権あり	ファイブレ議會に代表権あり

団に所属し、その首長称号名を持つ人を中心にする生活である。労働も所有もすべて親族集団中心に営まれる。自由移民になったとしても、欧米系のように社長になれるわけではないので、年季契約に縛られないということ以外には、どのような良いことがあったのだろうか。多分職業選択の自由と、正々堂々と結婚してサモアに安心してずっといられるということが大きいだろうが、それ以外はあまり変わらない。

ただ政権交代後のニュージーランド労働党政府は、やはり年季契約という制度に対して、時代遅れのもので、人権を守ることが不十分であると考えたためか、再三のプランテーション経営者からの提起にも拘わらず、年季契約労働者の導入は断固阻止した。役人は、法規上の問題というよりは慣習の問題であるが、運転免許を与えないとか、結婚を認めない、といった差別があったことを認め、反省している（NZ Archive, IT 1 17/1 pt.2）。

戦後になり、1948年に最後の帰還船が出ることとなった。最後に年季契約労働者が来島したのが1934年であるから、その人々ですら10年を越す歳月をサモアで過ごしたことになる。最も古い人はドイツ統治時代にサモアに来た人々である。既に老人となり長い歳月をサモアで過ごした人々、また事実上のサモア人妻と子がいる人々も故郷に帰ることを必ずしも望まなかった。すでに故郷の家族は亡くなっていたり、社会もずいぶんと変化したりしていた。その時点で残っていたのは285名、そのうち結局104名が帰国したが、180名ほどはサモアに残ることとなった。政府は残留の人々の永住を許可した。そして帰国船の出航後、残留の人々は次々に結婚許可を求めて役所は人であふれかえった（Tom 1986: 92）。

イギリス本国、ニュージーランド、サモアの法務官が検討したのち、中国人の処遇についての報告が出ている。彼等の職業選択は自由である。1948年9月（帰還船の出航）以降5年を経れば、彼らは西サモアの法律上の永住者となる。結婚に関しては、制限をしないのが望ましい、ということである（NZ Archive IT 1 20/1 pt.3）。長く待ち望んだ結婚が許可されるようになったし、法的地位も問題なくなった。表5は、身分カテゴリーがまだあるものの、再編された人種分類で作成された人口統計である。

ようやくと安住の基盤を見いだしたのであった。その後の彼等は、小売店やレストランの経営など西サモアのビジネス世界での活躍がよく知られているところである。2000年以降、経済活動（商業活動と建設業）のために来島する中国人が増えているが、サモアに親族がいる場合もない場合もある（Leung Wai 2021: 72-73）。これらのニュー・カマーの活動は大変気になるところであるが、今回の論考の視野からは外れる。

表5 1951年9月センサス

サモア人	79,600	サモア人ハーフ	4,142
他のポリネシア人	501	欧米人	450
トケラウ人	194	中国人	164
ニウエ人	137	欧米人身分者	4,756
ギルバート・エリス諸島人	109		
トンガ人	61		
メラネシア人	52	総計	84,909
フィジー人	9		
ソロモン諸島人	43		
サモア人身分者	80,153		

(New Zealand Government, Department of Island Territories 1954: 169)

8. むすび

西サモアの年季契約労働の実態に迫ることを目的として、サモアの政情や国際情勢なども交えつつ、経緯を叙述するようにした。施政者の態度からして、少なくともドイツ時代は年季契約労働が奴隷制の代替であったこ

とは明らかである。むち打ち、体罰、罰金、賃金不払（契約に盛り込まれていて）が横行していた。プランテーションの中にも、留置部屋がある。「困った」・「言うことをきかない」労働者を閉じ込めておくための施設であった。リウアアナが述べているように「小さな楽園の竜¹³⁾」は「自分の幸運を追求するのに大いなる犠牲を払い、同時にサモアの開発に尽くした。しかし、不運は幸運を上回り、その犠牲は困難な旅路に値するものではなかった」(Liua'ana 1997: 47)。またニュージーランド政府は労働者をドイツ人ほどに「奴隷」扱いはせず、次第に状況は改善しつつあったが、それでも多くの差別的な仕組みは最後の帰還船が出航するまで続いていたことは事実である。とりわけ、サモア人女性と結婚ができず、事実婚家族を営みながら、陰の存在に甘んじ、官憲を恐れながら暮らさなくてはならなかったことは悲しい。

年季契約労働者に関するポジティブなケースについて、今後比較が課題となってくる。筆者はまだ、綿密に調査比較するところまで行っていないが、今後の展望として、契約内容の比較、とりわけ契約終了後の労働者の身分に関する取り決めがどうなっていたかを比較しながら個別のケースを見てみたいと考えている。サモアでは、政府に労働者の労働だけを買取する、という意図が見える。労働さえ売ってもらえたら、あとはいらぬ。現地社会になじむ前に帰すのであり、そうすることで人種・民族間の問題を最小限に留めようとしていた。完全に徹底することは難しいが、移民コミュニティをできるだけ作らせぬ、という方針である。

それに対して、人口問題解決のために、年季契約の終了後も移民として残る、という選択肢を残す場合もある。これは、むしろ年季契約をよい機会として労働者不足、人口不足を解消しようという方策である。ハワイでは労働者不足を補うためにも、延長や定住も可能な契約であり、それによ

13) 高い志を持つ者を意味する。ここでは中国人を指す。トムの著書の副題『千里の彼方から来た竜』を含蓄する表現。

って様々な人種・民族からなるレインボー社会が生まれた。また次に取り上げるフィジーの場合も、帰国しなかったインド人がおそらくは半数以上おり、現在のフィジー国家の構成員としてインド系の人々は無視できないほどに多く、一時は人口の半数以上を数えた。第3弾はこうした社会について分析を行いつつ、サモアの場合と比較しようと考えている。

参考文献

- Davidson, J.W. (1967) *Samoa mo Samoa: The Emergence of the Independent State of Western Samoa*. Melbourne: Oxford University Press.
- Droessler, Holger (2018) Copra world: coconuts, plantations and cooperatives in German Samoa. *The Journal of Pacific History* 53(4): 417-435.
- Droessler, Holger (2022) *Coconut Colonialism: Workers and the Globalization of Samoa*. Cambridge MS: Harvard University Press.
- Firth, Stewart (1977) Governors versus settlers: The dispute over Chinese labour in German Samoa. *New Zealand Journal of History* 11(2): 155-179.
- Gilson, R.P. (1970) *Samoa 1830-1900: The Politics of a Multi-cultural Community*. Melbourne: Cambridge University Press.
- Liu'a'ana, Ben Featuana'i (1997) Dragons in little paradise: Chinese (mis-) fortunes in Samoa 1900-1950. *The Journal of Pacific History* 32(1): 29-48.
- Leung Wai, Aumua Ming (2021) Reflections on the experiences of the Chinese Community in Samoa. *The Journal of Samoan Studies* 11(1): 64-74.
- Meleisea, Malama (1976) The last days of the Melanesian labour trade in Western Samoa. *Journal of Pacific History* 11(2): 126-132.
- Meleisea, Malama (1987) *The Making of Modern Samoa*. Suva; Institute of the Pacific Studies, USP.
- Moses, John A. (1977) The Coolie labour question and German Colonial Policy. *New Zealand Journal of History* 6(1): 42-56.
- Munro, Doug (1989) Planter versus protector: Frank Cornwall's employment of Gilbertese plantation workers in Samoa, 1877-1881. *New Zealand Journal of History* 23(2): 172-182.
- Munro, Doug and Stewart Firth (1990) German labour policy and the partition of the Western Pacific: The view from Samoa. *The Journal of Pacific History* 25(1): 85-102.
- Rowe, N.A. (1930) *Samoa under the Sailing Gods*. London: Urwin Brothers Ltd.
- Steinmetz, George (2007) *The Devil's Handwriting: Precoloniality and the German Colonial State in Qingdao, Samoa, and Southwest Africa*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Tom, Nancy Y.W. (1986) *The Chinese in Western Samoa 1875-1985: The Dragon Came from Afar*. Apia: Western Samoa Historical and Cultural Trust.
- Tomkins, Sandra M. (1992) The influenza epidemic of 1918-19 in Western Samoa. *Journal of Pacific History* 27 (2): 181-197.

Wareham, Evelyn (2002) *Race and Realpolitik: The Politics of Colonisation in German Samoa*. Frankfurt: Peter Lang.

中村綾乃 (2007) 「ドイツ領サモアにおける「人種」と社会層——混合婚をめぐる議論を起点として」田嶋信雄・工藤章編『ドイツと東アジア 1890-1945』東京大学出版会, pp.253-299.

山本真鳥 (2012) 「オセアニア世界の植民地化と土地制度」小谷汪之・山本真鳥・藤田進『土地と人間』東京：有志舎, pp.115-213.

Non-white Migration in Colonial Oceania 2: Plantation Development and Indentured Labor in Samoa –Introduction–

Matori YAMAMOTO

《Abstract》

After the description of non-white migration in Colonial Oceania in the 19th century in the previous part of the series, the focus of this paper is on the indentured labor of Melanesians and Chinese in the development of Samoan plantations mainly in the early 20th century. Although by the end of the 19th century most of the leading countries such as the United States and Australia had abolished indentured labor, the system still continued in the peripheries such as Samoa and Fiji. The labor problem in Samoa was that Samoans were not interested in plantation work and charged about ten times more than imported laborers. After the unsuccessful introduction of Gilbertese labor, Melanesian indentured labor was introduced, but the labor force was still insufficient. Germany annexed Western Samoa in 1900 and introduced Chinese indentured labor in 1903. New Zealand took the place of Germany in Western Samoa after WWI, passively maintaining the system until just after WWII, as there was no other choice if the plantations in Samoa were to be continued. How this unjust system was maintained in the periphery of the world is analyzed in this paper. On the other hand, because of the unjust system which rejected the formation of migrant communities, the descendants of the indentured laborers merged smoothly with the Samoan kinship system and society.